

あとになって困らないために 介護保険料をきちんと納めましょう

☎介護保険課介護保険資格・保険料係
(☎5722-9845、☎5722-9716)

災害など特別な事情がない状態で介護保険料の滞納が発生すると、介護保険サービスを利用するときに、自己負担の割合が大きくなる場合があります。

介護サービスを利用しているかたが保険料を

1年以上滞納すると 介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。後日、申請により保険給付分が戻ります。

1年6か月以上滞納すると 介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。申請により戻す予定の保険給付分は、滞納保険料を納付するまで、一時的に差し止められます。差し止められた後も滞納保険料の納付がないときは、差し止められた保険給付分から滞納保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると 滞納して2年が経過すると、介護保険料は時効により納めることができなくなります。時効となった保険料がある場合、その期間に応じて介護サービス利用料の自己負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護(予防)サービス費などが受けられなくなります。また、滞納期間が長いほど、自己負担の引き上げ期間が長くなります。

区独自の介護保険料減額制度

所得段階が1~4で、生活に困窮しているかたが対象です(ほかにも要件あり)。詳細はお問い合わせください。



東京都エイズ予防月間 (11月16日~12月15日)
性の健康週間 (11月25日~12月1日)
世界エイズデー (12月1日)

エイズ患者への理解と支援の象徴「レッドリボン」

世界エイズデーのテーマ

「あなたが変わればエイズのイメージが変わる。
UPDATE HIV！」

☎感染症対策課(☎5722-9896、☎5722-9890)

HIV感染は早期発見・治療により、感染していない人と同じような生活を送ることができ、他人への感染力を大きく低下させることが確認されています。

また近年、梅毒の患者報告数が男女ともに急増しています。梅毒は治療をすれば完治する病気ですが、病原体の性質上免疫はできないので、何度でも感染します。感染に気付かず妊娠すると、胎児へ感染し対応が困難になることがあります。

エイズとその原因ウイルスであるHIVや性感染症を正しく理解し、早期発見・治療のためにも、この機会に検査を受けましょう。

HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)検査 (匿名・無料・オンラインによる予約制)

☎(通常検査)原則毎月第3月曜日9:00~11:00

☎(臨時検査)12月4日(月)9:00~11:00

☎場総合庁舎本館3階保健予防課

☎申区☎(コード③)から申し込み



エイズ予防パネル展示

パンフレットや啓発グッズの配布を行います。

☎時11月29日(水)~12月5日(火)8:30~17:00

☎場総合庁舎本館1階西ロビー

目黒消防団員を募集します

☎目黒消防団事務局(目黒消防署内、
☎3710-0119、☎3794-4196)



消防団員は、災害時に消火活動や救助活動を行い、平常時は住民への訓練指導を行うなど、防災の担い手として活躍しています。

消防団員は非常勤の地方公務員で、区内在住・在勤・在学中で18歳以上の健康なかたであれば、入団できます(他にも条件あり)。詳細は首都東京を守る消防団☎(コード①)をご覧ください。



募集中の主な団員

①**基本団員** 災害、警戒と区民への防災指導など、全ての活動を行う

②**機能別団員** 応急救護訓練指導など限られた活動のみを行う

③**大規模災害団員** 震災・台風などの大きな災害の発生時のみ活動

☎待遇 ●報酬(年2回支給) ●資格講習 ●表彰
●退職報償金(5年以上の活動年数に応じて支給)
●公務災害補償(活動中などに負傷した場合の補償)

電話・FAXによる 災害時緊急情報配信サービスを開始します

☎防災課(☎5723-8488、☎5723-8725)

災害時の避難情報などを、事前に登録した固定電話やFAXに配信します。



☎対区内在住で携帯電話やスマートフォンをお持ちでないかた

☎申申請書(区☎(コード②)から印刷可。希望者には郵送可(電話またはFAXで申し込み))を、防災課(〒152-0001中央町1-9-7、☎5723-8488、☎5723-8725)へ郵送または持参

成年後見制度をご活用ください



☎権利擁護センター「めぐろ」
(☎5768-3964、☎5768-3965)

成年後見制度は認知症や障害などで判断能力が不十分なかたの財産や権利を守り、支えるための制度です。

目黒区社会福祉協議会キャラクター「てっちゃん」

制度には2種類あります

法定後見制度

既に判断能力が十分でないかたに、家庭裁判所が成年後見人などを選任し、権利や財産を守る制度です。本人の判断能力に合わせて後見・保佐・補助の3つの類型があります。

任意後見制度

判断能力が低下する前に、将来に備えて自分で代理人(任意後見人)を選び、生活や財産管理に関する契約を公正証書によって結んでおく制度です。

後見人の役割とは

後見人は、本人に必要な支援の内容によって、親族のほか、弁護士などの専門職が選任されます。

身上保護

介護サービスの契約や施設入所契約などを行い、本人が安心して生活できる環境を整えます。

財産管理

本人の資産や収支を把握し、適正かつ計画的に資産を維持します。

成年後見人などへの報酬を助成します

後見人などへの報酬は、家庭裁判所が業務内容や被後見人の資力に応じて決定し、被後見人が支払います。報酬の支払いが困難なかたは、報酬を助成する制度を利用できる場合があります。詳細はお問い合わせください。